

出店にあたり取り扱える品目について

(1) 既に千葉県内一円で「屋台・露店等での飲食店営業」又は「自動車を利用して行う 営業」の許可を有している者や「臨時施設での飲食店営業」の許可を有している者
※それぞれの許可条件の範囲内で営業可能です。

(2) 既に営業届出済の者 営業届出で認められている範囲内で営業可能です。

(3) (1)、(2) 以外の者で営業に該当しない出店者

「屋台・露店等での飲食店営業取扱要綱」に準拠します。

ア 提供できない食品

- ・ 米飯類（例：おにぎり、カレーライス）
- ・ 調理パン類（例：サンドイッチ、ハンバーガー）
- ・ 漬物（例：きゅうりの1本漬け等の浅漬け）
- ・ 生食用野菜、生食用鮮魚介類、生食用食肉、生卵
（原材料として使用し、加熱調理して提供する場合を除く。）
- ・ 冷蔵保存を要する生クリーム類及び乳類
（原材料として使用し、加熱調理して提供する場合を除く。）

イ 提供できる食品（営業に該当しない出店者）

分類	取扱品目例	備考
加熱調理食品	調理工程が簡易で、客への提供を行う直前に加熱調理を行うもの。 おでん、焼鳥、たこ焼、いか焼、焼そば、お好み焼、ドッグ類、ラーメン、今川焼、ドーナッツ、焼だんご類、焼まんじゅう類	同一開催日に 取り扱うことができるのは <u>1 分類 1 品目</u> まで。
非加熱調理食品	かき氷、ところてん、アイスクリーム類（ディッシュアップアイス及び押し出し式アイス）	
その他	チョコバナナ、りんご飴、わたあめ	
飲料	(ア) 缶、瓶、ペットボトル、ディスペンサー等に密封充填された清涼飲料水及び酒類を、その場で開封しコップ等に直接注ぐ。 (イ) (ア) の清涼飲料水同士、酒類同士及び清涼飲料水と酒類を提供するコップに直接注ぐ。 (ウ) コーヒー、紅茶等を熱湯により抽出し、提供 (エ) (ア) から (ウ) に氷を加えて提供	同一開催日に取り扱うことができる品目数に制限はない。

※なお、包装品を仕入れて販売のみをする場合であっても、食品営業許可や営業届が必要な場合があります。不明点については保健所にお問い合わせください。